

学校いじめ防止基本方針

大阪市立三軒家西小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「たくましく・ねばり強く・あたたかく」生きる子どもの育成のために「大阪市立三軒家西小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない雰囲気づくりに関する取組
- (2) 未然防止・早期発見のための取組
- (3) 家庭・地域との連携

3. いじめ未然防止についての取組

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①話し合い活動や自分の考えを書く場を多く取り入れ、言語力や表現力を高める指導法を工夫する。
- ②協同的な学びの場を取り入れ、友達や自分のよさに気付き、学習の広がりと深まりが持てるようにする。
- ③ワークショップ型の校内研究授業や他校の研究発表等を通して、指導力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①縦割り班による全校遠足や集会、清掃活動を通して、学校全体の仲間意識を育て、人とのつながりの大切さを体感できるようにする。
- ②係活動や委員会活動、地域清掃活動等を通して、学校や地域のために働くことのよさや大切さに気付くようにする。
- ③アスリートや専門的な立場にある人をゲストティーチャーに招き、様々な職業で

活躍する人の姿から、将来の夢を持つことができるようとする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①年間指導計画に基づいて道徳の時間を確保し、学習指導要領に提示されている内容項目を偏りなく指導する。
- ②高齢者や障がいのある人との関わりを通して、命の大切さを感じ取り、違いを認め思いやりの心を育てる取り組みを進める。
- ③毎週の集会活動、全校遠足、日々の清掃活動等、縦割り班活動を充実させ、全校仲間意識を育てる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①教職員が担任する子どもだけでなく、縦割り班活動や委員会活動、クラブ活動を通して、全校児童を複数の目で指導、観察する体制を強化する。
- ②毎学期、いじめに関する児童・保護者アンケートを実施し、実態把握に努める。
- ③毎月の職員会議の場で、児童の実態について情報交換を行い、共通理解を図り、全教職員で児童を指導する意識を高める。
- ④「いじめホットライン」等、いじめ相談窓口の周知・徹底を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案が発生した場合は、管理職に報告、実態把握に努めると共に、緊急職員会議を開いて、情報の共有化を図る。
- ② 被害・加害児童の保護者と面談、場合によっては、別室登校等の体制を取る。
- ③ スクールカウンセラーと連携し、被害・加害児童へのカウンセリングを実施する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内組織

- ①管理職・教務主任・生活指導部長・養護教諭・特別支援学級担任・学年主任により構成された生活指導部会を組織する。

- ②五校連絡会や学警連絡会での情報交流や管理職、生活指導担当対象の研修会での内容を職員会議で伝達したり、資料を配布したりして、教職員のいじめに対する理解を深める。
- ③ いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

(調査等)
① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・11月・2月）
② 保護者対象いじめアンケート調査 年3回（　　〃　　）
③ 児童理解報告会 毎月（いじめ事案の報告）
(研修会)
① 児童理解研修会 年2回（5月・3月）
② 人権教育研修会 年3回（8月・11月・2月）
③ 特別支援教育研修会 年2回（5月・3月）

（2）保護者や地域・関係機関との連携

- ①学校便り、校長室だより、学校ホームページを通じ、いじめに対する啓発活動や児童の実態、集団作りに係る学校の取組などを発信する。
- ② 学校協議会において、いじめ問題についての本校の実態、取組内容の情報を提供し、学校外での児童の様子の見守り強化を依頼する。
- ③ いじめ事案が発生した時には、その内容によって、大阪市教育委員会指導部、いじめホットライン、子育て相談室等に連絡、連携しながら対応を行うようとする。

（3）取組内容の検証

- ①「学校運営に関する計画」の中間評価、最終評価において、いじめ実態把握やその対応が適切になされているか、検証する場を設ける。
- ② いじめ未然防止に関連する集団作りができているか、学期末に点検、情報交換、共通理解を通して、常により良い集団づくりを意識できるようにする。
- ③ いじめ事案が発生した場合のその後の対応について、記録を正確に残し、再発防止に向けての改善策を考える。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。
- ②校長を中心に調査組織を設置し、事実関係を明確にし、被害児童を守り、加害児童の指導を徹底し、保護者へは隠蔽をしないで誠意ある対応で解決に尽力する。